古賀の魅力再発見コンテスト2016募集要項

【写真部門】＜一般の部＞

|  |  |
| --- | --- |
| 募集内容 | 古賀市の自然豊かな風景や伝統をつなぐ行事、笑顔あふれるお祭りなど、見た人が思わず古賀市のファンになるような写真を募集します。 |
| 応募資格 | 中学生以上  ※市外在住の人も応募できます。 |
| 応募方法 | 応募用紙に必要事項を記入の上、写真の裏面に貼り付け、古賀市都市計画課まで郵送又はご持参ください。また、画像データを電子メールで送信するか、記憶媒体を郵送又は都市計画課までご持参いただいてもかまいません。その場合、応募用紙を忘れずに添付してください。 |
| 応募期間 | 2016年度前期　…平成28年6月1日（水）～平成28年9月30日（金）  2016年度後期　…平成28年10月3日（月）～平成29年1月13日（金） |
| 表彰・副賞 | ・最優秀賞、優秀賞、佳作、特別審査員賞を選定します。  ・入賞者には、表彰状、副賞（古賀の特産品）を贈呈します。  　※特別審査員賞は表彰状のみとなります。 |
| 審査 | 審査委員会で審査し、各賞を選定します。また、特別審査員賞は、特別審査員（古賀市ふるさと大使の静太郎さん、五十川綾さん）が選定します。 |
| 発表の方法 | 平成２９年３月頃に入賞者に通知します。また、広報こが２０１７年６月号及び古賀市ホームページに掲載する予定です。 |
| 応募規定 | ・サイズは２ＬからＡ４（ワイド六つ切可）までとします。合成写真は不可、組写真は要相談とします。なお、応募作品の撮影時期は問いません。  ・デジタルカメラで撮影した写真は、できるだけデータでご応募ください。  ・ファイル形式はＪＰＥＧ、画像サイズは５ＭＢ以内とします。なお、電子メールで応募する際は、メール１通につきデータ総容量が５ＭＢ以下となるようご注意ください。  ・被写体の肖像権侵害等の責任は負いかねます。また、万一第三者との紛争が生じた場合は、応募者の責任と費用負担により解決していただきます。  ・応募点数は、前期・後期それぞれ３点までとします。  ・応募作品は希望者には返却します。郵送での返却を希望される場合は、送料をご負担願います。  ・他のコンテストなどに応募中または応募予定の作品や、過去に入賞した作品は応募できません。  ・応募作品の著作権は応募者にありますが、使用権は古賀市に帰属するものとし、市が開催するイベントや広報こが、古賀市ホームページ等に応募者の許可を得ることなく使用することがあります。  ・作品応募時に記載された個人情報は、応募者への連絡や、入選作品展示等の目的において必要な範囲で使用し、目的以外の用途には使用しません。 |
| 応募先 | 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1  古賀市役所 都市計画課 土地利用政策係  TEL：092-942-1268  E-Mail：tochisei@city.koga.fukuoka.jp |